

社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の会長、副会長、常務理事、理事、監事、内部会計監査担当者、顧問、評議員、佐倉市福祉総合相談所の相談員、委員等（以下「役員等」という。）の報酬、費用弁償及びその支給方法を定めることを目的とする。

(報 酬)

第2条 役員等の報酬は、別表第1のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第3条 第2条の規定による報酬の支給方法は、次の各号のとおりとする。

- (1) 報酬の額が月額で定められている場合には、新たに役員の職に就任した日から支給し、任期満了、辞職、失職、解任によりその職を退いた日まで報酬を支給する。ただし、死亡したときはその月まで報酬を支給する。
- (2) 報酬の額が年額で定められている場合には、月割計算の方法により前号の例により支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等が会務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

- 2 前項の規定による費用弁償の種類及び額は、旅費支給規程を準用し、費用の支給方法については役員等に支給する旅費の例による。
- 3 役員等が会長の依頼により会議（別表第1に掲げる報酬を受けた場合を除く。）に出席したときの費用弁償は、別表第2のとおりとする。

(委員等)

第5条 この規程に掲げる者を除き、本会の委員に準ずる者並びにその他関係者が本会の会議等に出席したときの費用弁償は、別段の定めがある場合を除き会長がこれを別に定め、またはその都度決定するものとする。

(補 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長がこれを別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(改正 平成29年3月17日 全部改正)

別表第1

| 区分 | 報酬の額 | 備考 |
|--------------|--------------------------|-------------------------------|
| 会長 | 月額 75,000 円 | |
| 副会長、常務理事、理事 | 日額 3,500 円 | |
| 監事 | 日額 7,000 円 日額 3,500 円 | 監査 理事会 |
| 内部会計監査担当者 | 日額 2,500 円 | 但し、職員が任命されたときは、 無給とする。 |
| 顧問 | 日額 5,000 円 | |
| 評議員 | 日額 3,500 円 | |
| 福祉総合相談所長 | 日額 3,000 円 | 但し、専門相談日においては、 600 円を増額する。 |
| 福祉総合相談所一般相談員 | 日額 2,700 円 | 但し、専門相談日においては、 600 円を増額する |
| 福祉総合相談所専門相談員 | 日額 30,000 円以内 | 法律相談員 |
| 委員等 | 日額 2,500 円 | |

別表第2

| 区分 | 費用弁償の額 | 備考 |
|--------------|----------|----|
| 副会長、常務理事、理事 | 日額 600 円 | |
| 監事 | 日額 600 円 | |
| 内部会計監査担当者 | 日額 600 円 | |
| 顧問 | 日額 600 円 | |
| 評議員 | 日額 600 円 | |
| 福祉総合相談所長 | 日額 600 円 | |
| 福祉総合相談所一般相談員 | 日額 600 円 | |
| 福祉総合相談所専門相談員 | 日額 600 円 | |
| 委員等 | 日額 600 円 | |

本会は、社会福祉法第45条の35及び第59条の2の規定により、役員等の報酬及び費用弁償に関する規程並びに令和5年度予算に基づく支給をもって、評議員・理事・監事の報酬支給基準として公表します。